

奈良市総合計画プロポーザル審査委員会（第1回）

会議録

1 日時 平成21年8月13日（木） 午前10時から正午まで

2 場所 奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 出席者

【委員】 秋葉武委員、高橋敏朗委員、野邊義郎委員、真山達志委員、
壬生裕子委員、湯浅起久委員

【市職員】 企画部長、企画政策課長、事務局（企画政策課職員）

4 会議事項

- (1) 奈良市総合計画プロポーザル審査委員会委員委嘱
- (2) 奈良市第4次総合計画策定委託プロポーザル募集要項について
- (3) プレゼンテーション審査の開催形態（公開・非公開）について
- (4) 採点基準について

※なお、会議は公開で審議した。（傍聴人 0人）

5 会議資料（別紙）

- ・資料1 奈良市第4次総合計画作成業務委託プロポーザル募集要項（案）
※プレゼン審査公開の場合
- ・資料2 奈良市第4次総合計画作成業務委託プロポーザル募集要項（案）
※プレゼン審査非公開の場合
- ・資料3 （様式1）参加表明書
- ・資料4 （様式2）会社概要票
- ・資料5 （様式3）業務経歴書（過去5年間）
- ・資料6 （様式4）業務の実施体制調書
- ・資料7 奈良市第4次総合計画作成業務委託 仕様書
- ・資料8 総合計画作成業務委託プロポーザル方式 審査項目等
（採点基準表）
- ・参考1 プロポーザルの各段階における必要書類
- ・参考2 募集要項（案） プレゼン審査公開の場合（資料1）と非公開
の場合（資料2）の記述の違いについて

6 議事の要旨

(1) 奈良市総合計画プロポーザル審査委員会委員委嘱

- 企画部長のあいさつ
 - 奈良市では、現行の総合計画が平成22年度を終期としていることから、早期に新しい総合計画を策定し、平成23年度以降の将来都市像等を示してそれによる都市経営や都市の構築を図らねばならない。
 - この総合計画の策定にあたり、奈良市の特性を把握し、多くの観点からの調査研究、また市の業務のアシストをするコンサルタントを公募型プロポーザルによって選定することとした。
 - この審査委員会においては、このコンサルタント業務の提案業者について、公平な立場で適正な審査を行い、ふさわしい委託先を選定していただきたい。
- 秋葉武氏他5名を、平成21年8月13日付けで奈良市総合計画プロポーザル審査委員会委員に委嘱。
- 奈良市総合計画プロポーザル審査委員会設置要領第3条第3項に基づき、委員長を委員の互選により決定。

委員長

高橋 敏朗委員

(2) 奈良市第4次総合計画策定委託プロポーザル募集要項について

- 事務局が、資料について説明。
【奈良市第4次総合計画作成業務委託プロポーザル募集要項（案）】
 - 資料1はプレゼン審査を公開で行う場合の募集要項（案）、資料2はプレゼン審査を非公開で行う場合の募集要項（案）である。これらは1か所（「9 事業者の選定」の「(1) プレゼンテーション」の「③その他」の「ア」）を除きすべて同じ内容である。ここではまず共通する部分についてご検討いただきたい。異なる1か所については、次の議題（プレゼンテーション審査の開催形態（公開・非公開）について）とする。
- 「奈良市第4次総合計画策定委託プロポーザル募集要項」についての委員の主な意見は次のとおり。

【壬生委員】

- 資料1の3ページ上から7行目に「(6) 参加表明関係書類を提出した事業者に仕様書を交付する。」という文言があるが、この意図は何か。
→ [事務局] 参加表明した事業者が参加資格を有しているか確認し

た上で仕様書を渡すという手順を考えている。

→ 「企画部長」参加資格のない事業者が、この機会に奈良市の考え方を知っておこうという意味で来るかもしれない。こういうことのないように考えている。

➤ 私は業務の関係で提案書を書く立場にあるが、仕様書がわからない状況で参加表明ができるかということが非常に疑問である。

→ 「企画部長」今回は総合計画の作成業務という目的を明示しており、コンサルティング会社には十分その知識があるため、対応できると考えている。

【真山委員】

➤ この募集要項の内容は一般的すぎて新しさを何も感じないが、本当にこのような感じで良いのか。市は今回の業務に何を期待しているのか。

→ 「企画部長」平成20年度に行った人口推計・市民アンケート等の基礎調査をベースにして奈良市の状況を把握することや、奈良市都市経営戦略会議からの提言もベースにしながら、どのように奈良市の将来都市像を構築していくか、市長の言う市民参画の一つである市民会議、そういったことについてコンサルタントの手腕を活用したい。そういう中で、奈良市の実情を分析した中で提案してもらおうとすると、今までの奈良市の総合計画等を理解した上で参加表明をしてもらいたいので、ラフだがこういう書き方をしている。

➤ どのように修正するかという具体的な意見はないのだが、むしろ2ページの「(1) 本業務全体についての提案」①にある「第4次総合計画基本構想の策定の視点及び方向性についての提案を求める」という表現が気になる。この分権の時代に、コンサルティング会社にこういうことを求めるのは基礎自治体のあるべき姿ではない。

→ 「企画部長」コンサルティング会社からこういう形で提案を受けても、それらをもう一度ふるいにかけて考えていくのは総合計画審議会や庁内会議のメンバーであるという意味で、今回はドラフトを出してもらいたいと考えている。ドラフトを作る際にもコンサルタントだけでなく、職員と協働し、市民にも入っていただくという思いがある。そういう意味で、あえてそういう言い方をしている。

→ 「高橋委員長」真山委員の指摘のとおり、基本構想の策定の視点及び方向性については基本的に奈良市側が出し、それに基づいてコンサルティング会社が肉づけを考えていくことになる。

➤ もちろん、実際にはコンサルティング会社からの提案をそのまま使うというわけではないと思う。どういう表現がよいか具体案があるわけではないが、提案がそのまま計画になっていた一昔前とは違うという

表現ができればよい。

- [高橋委員長] 主体性のなさが露呈していると受け取られかねないので、そのあたりの表現を少しでも修正できればそれに越したことはない。事務局を中心に文言の修正は可能か。
- [企画部長] これについては事務局で修正した後、各委員に送付して、内容を確認していただき確定したい。

【秋葉委員】

- 今の件について、他の自治体で踏み込んだ事例はないのか。
 - [真山委員] もっと単純な調査業務・分析業務だけの委託はよく見かけるが、基本方針や基本計画の構成まで一括して委託するというケースは最近あまり見かけないので、具体例が思いつかない。今回の奈良市の場合は、全体を大きく委託する形なので、こういう表現にならざるを得ないと思う反面、少し表現が気になった。
 - [高橋委員長] 企画部長が説明したように、策定の視点や方向性については、今まで奈良市はコンサルティング会社に丸投げする形は取ってきていない。少なくとも審議会の中で色々基本的な意見をいただき、それに基づいて肉づけしていくという手法をとっているので、こういう書き方をすると誤解を与えるという部分はある。その点を若干事務局で修正したうえで次回までに委員に連絡をとり、最終的には合意した形で参加事業者に募集要項を示すという形で運びたい。

【湯浅委員】

- 履行期限について、総合計画には議会の議決を経る部分があると思うが、そのあたりの制約はまったく募集要項に書かなくてよいのか。例えば、総合計画はいつまでにまとめなければならないといったことは、それは改めて仕様書か何かに出てくるのか。
 - [事務局] 何らかの形で明らかにする。
- 5 ページの「(2) 選定方法等」の中で「第1位及び第2位となる事業者各1社を選定する」となっているが、例えば複数の事業者が同点になった場合はどのように対応するのか。
 - [事務局] 採点基準について議論いただく際に、同点の場合の対応も提案させていただく。

【野邊委員】

- 1 ページの「4 参加資格」で、過去5年以内において人口30万人以上の奈良市と同格のところからの業務を委託したものと限定されていると、広く意見を集めるのは難しいのではないかと。過去に実績のあるところだけに門戸を狭めているというイメージを与えるのではないかと。

か。

- また、資料5「(様式3) 業務経歴書(過去5年間)」は、人口5万人以上の自治体からの受託実績を書く形になっているが、募集要項では参加資格が人口30万人以上の自治体となっており、整合性がとれていない。それについてはどう考えるのか。

→ [事務局] 自治体の規模によっては必要となるスタッフの人数も違い、会社規模も違ってくるので、一つの目安として奈良市と同規模の自治体の委託を受けることができるということを入れた。確かに提案を広く求める場合、人口で制限をかけると門戸を狭めることになるかもしれないが、同規模の自治体の受託経験があるところから提案をいただきたいと考えている。

→ [高橋委員長] 野邊委員の主張はおそらく、30万人以上の人口の自治体での実績というのが前提になるなら、提案事業者が非常に限られてくるのではないかと、ユニークな提案も含めて広く募集したいのであればもう少し範囲を広げたらどうかという趣旨で示されたものだろう。ただ、過去に総合計画の基礎調査のプロポーザル審査に参加したことがあり、その際も人口30万人以上の自治体での実績があるところから提案が送られていたと思うが、提案が限定されるわけではなく、かなり提案件数があり、十分選定できたという経過がある。だから、特定の業者しか提案できないような意図で範囲を決めているわけではないことだけは申し上げておく。

→ [企画部長] 補足説明すると、業務経歴書は2度提出する形になる。資料の「参考1 プロポーザルの各段階における必要書類」にあるように、まず参加表明の時に提出された業務経歴書では、事務局が30万人で参加資格の有無を判断させていただく。さらに、提案時に企画提案書とともに提出される業務経歴書は、各委員に30万人だけでなく5万人以上の実績も見ていただいて、事業者の経歴について評価する資料に使えると考えている。そういう意味で、参加資格の判断と評価という2段階を考えられている。

【高橋委員長】

- 2ページの「(2) 本業務に係る個別の提案」に「市民会議」というものがある。市民会議は今回初めて設置し、その運営についてコンサルの提案を求めるということだが、その市民会議の趣旨や他都市での事例を十分周知した上で提案できるのか。事務局はどう考えているのか。

→ [事務局] 市民会議を総合計画策定の市民参画の手法として設置するのは奈良市にとっては初めてだが、一般的に最近では市民会議という言葉はよく使われている。

- コンサルティング会社であればある程度わかっているのか、基本的に

は大丈夫だということか。多くの都市で市民会議は開催されているのか。

→ 「秋葉委員」開催されてはいるのだが、最近は市民会議の形骸化が少し問題になってきている。募集要項の記述としてはこの形でいいと思うが、実際に市民会議で議論された結果をどれぐらい内実化していくのかが問題である。

➤ 記述上特に問題がなければそれでよい。

- 審査委員会としての見解：募集要項に若干奈良市の主体性が問われる部分（５（１）①）があるので、この部分の表現に修正を加える。それ以外の部分については了承。

（３）プレゼンテーション審査の開催形態（公開・非公開）について

- 事務局が、プレゼンテーション審査の公開・非公開による違いと懸念される事項について説明。
 - プレゼンテーション審査の公開・非公開による違いについては、資料「参考２ 募集要項（案） プレゼン審査公開の場合（資料１）と非公開の場合（資料２）の記述の違いについて」のとおり。
 - なお、市長はマニフェストで「行政の見える化」、徹底した情報公開ということを示している。しかし、プレゼンテーションを公開で行うことにより、他の事業者がそこで見たことを次回以降のプレゼンに使うという、事業ノウハウの流出が発生するのではないか、またプレゼンテーションが後になるほど質問の傾向がわかり不平等が生じるのではないかという懸念がある。そこで、審査委員会の意見を伺いたい。
- プレゼンテーション審査の開催形態（公開・非公開）についての委員の主な意見は次のとおり。

【野邊委員】

- 公開の場合は、各業者の採点項目ごとの点まで公開するのか。それとも、総合点数しか公開しないのか。
 - 「企画部長」採点結果をどこまで公開するのか、また事前に事業者はどこまで示すのかについては、次の議案（採点基準について）で検討していただきたい。
- 一番表現で苦慮するのは、「参加事業者に不利益が生ずる」という部分である。この書き方だと、奈良市が「不利益が生ずるのではないか」と考えて非公開にするという形だが、業者がどう感じるかによってニュアンスが変わってくる。公開の場合、事業者側が「公開していい」というところは公開し、業者側が「公開したくない」というところは

非公開にするというように、選択権を持たせる形は考えていないのか。

→ [事務局] それについては、募集要項の中で、提案書内に非公開の部分が存在する場合は、事業者でそれに該当する部分を分けて提案書を作成するよう記述している。ただ、事業者ごとの基準が同じになるのかどうか、また傍聴者を頻繁に退出させることになるのではないかとといったことも考えられる。

- 公開の場合、事前に公開する部分と非公開にする部分を事業者を確認しておいた方がよいのではないかと。そうしないと、選ばれなかった事業者に後で「情報があの時流出したせいだ」と言われる恐れがある。せっかく市長が情報公開と言っているのに、逆の足枷になってはならない。プレゼンテーションを公開するのであれば、繊細に考えていく必要がある。

- 他の自治体では、公開と非公開のどちらの傾向が強いのか。

→ [高橋委員長] 他都市の事例によると、ほとんどが非公開である。今回事務局が公開を考えているのは、おそらく市長自ら情報公開と言っているので、できる限り首長の意図を反映しようとして、公開であればどのようにすればよいかということを考えているのだと思う。

【真山委員】

- 確かに公開するという考え方は良いが、今回のプロポーザルの内容は行政情報ではなく、提案する側である事業者の情報、知的財産である。それを行政の情報公開の趣旨から全部公開するのがいいのか。この場合には、もっと知的財産やノウハウといったものを尊重すべきであり、むしろ公開しない方が積極的に良いと考える。

【湯浅委員】

- 奈良市が昨年度に基礎調査のプロポーザルを行った際には、プレゼンテーション審査もあったのか。その時も、当然公開・非公開の議論はしたということか。
 - [事務局] 昨年度のプロポーザルは、企業の営業活動に支障がある、またプレゼンテーションの順番によって公平性が保てないということで、非公開で実施した。
- 真山委員の意見は理解できる。また、去年もそういう理由で非公開にしていると考えると、市長の意向も当然基本にはあるが、非公開の方が望ましい。

【壬生委員】

- 私も原則非公開の方がいいと考える。プレゼンテーションには積極的な提案を求めるという趣旨があるので、公開にすれば情報の流出を恐

れて事業者が参加できない。いい提案をもらおうという意味でも、非公開にした方が良い。

【高橋委員長】

- 今議論している公開・非公開は、審査のプロセスを非公開にするということで、結果を公開するというとは別か。
 - 「企画部長」プレゼンテーションを公開するか、非公開にするかということである。
- 結果は当然公開しなければならない。

【野邊委員】

- 今までだとプレゼンテーションは選定委員の前でしか行わなかったが、プレゼンテーションの場を公開して、他の事業者も来たら皆見せるということか。
 - 「企画部長」当然、提案書も開示しながらプレゼンテーションを行うことになる。そうすると、他社がそこで見たものを別のプレゼンテーションで使うということは起こりうる。

【秋葉委員】

- 指定管理者の募集選定であれば、今は公開するという流れはあるかと思う。今議論している総合計画は知的財産なので、むしろ非公開でやるということと市長の方針は矛盾しない。真山委員の意見にあったように、知的財産を積極的に尊重して民間の活力を導入していくという趣旨から、これは非公開の方がよいのではないか。プロポーザルを非公開にすることに関して積極的な理由づけをきちんとしておく必要がある。

【高橋委員長】

- 各委員から、プロポーザルのプロセスについて、積極的に非公開にするべきだという意見が出ているが、それでよいか。
 - 「野邊委員」私も公開するリスクの方が高いと考えるので、できれば非公開にしたい。どうしても公開するのであれば、第1位と第2位に選定されたところをもう一度プレゼンテーション審査にかけるといった形以外はやめた方がよい。
- 確かに企業のノウハウというのは公開すべきではないし、提案書の中には技術者の経験年数といった個人情報もある。個人情報は公開できないが、切り分けて提案書を出すのは事実上非常に難しい。それは企業にとっていろいろな対応を迫られるところでもあるので、原則非公開と取り決めておいた方が公平に運べると考える。

- 審査委員会としての見解：企業のノウハウといった知的財産を保護するという観点から、プレゼンテーション審査は公開すべきではないと考える。

(4) 採点基準について

- 事務局が、資料8について説明。
 - まず、審査項目を公開するのかどうか、事業者審査項目、評価項目、詳細・着眼点、配点のうちどのレベルまで明らかにするのかという点を議論していただきたい。審査項目を明らかにすることにより、奈良市がどのような考えを持ち、どのような提案を求めているのかという傾向が事業者に対して示されるのではないかと。
 - 審査項目の内容や配点についても、適切かどうか意見を伺いたい。
 - 別紙で見積書の取扱についても提案する。プロポーザルの趣旨から、金額にどの程度配点するのも検討していただきたい。
 - 先ほど委員から質問のあった総合得点が同点の際の取扱だが、プロポーザルの趣旨から、審査委員審査項目の合計で比較し、それでも同点の場合は、各評価項目ごとの合計点数で比較するという案を提案する。
- 採点基準についての委員の主な意見は次のとおり。

【野邊委員】

- プレゼンテーションは非公開であるという前提で、基本的に詳細な点数の公開は望ましくないとする。詳細な項目ごとの点数は、委員の点数の平均で出るとするが、総合得点だけを出すのか、評価項目ごとの点数で出るとするのということ、どのように評価を考えていくのかという点である。ただ、同点の扱いは評価項目ごとの点数で順位をつけることとなっているので、評価項目を示して提案内容としてここは必要なのでいい提案を出してほしいと示すことは事業者にとってプラスになるかもしれない。しかし、配点までわかるのは果たしてよいのかと思う。

【高橋委員長】

- 採点表のバランスについて、項目ごとの配点にばらつきがあるが、評価点の配分が適切かどうか、項目の重要性に見合った配点になっているかどうか何か意見はないか。
 - 「野邊委員」事務局審査項目の見積額の配点について、差は出にくいかもしれないが、見積額のウェイトが大きく、金額にこだわっていると見られないか。金額によって点数が相当変わるというイメージを受ける。
 - 「壬生委員」審査委員審査項目の配点は委員の人数分乗算される

が、事務局審査項目の配点は乗算されることがないので、全体で見ると見積額への配点はそれほど大きくない。

- おそらく事務局案の背景には、公金を扱っている立場から、受注金額は市民に対する説明責任からかなり大きなウエイトがあるという考えがあるのだろう。そういうことも含めて、評価点の配分について明らかにバランスが悪いというものはないか。
 - [野邊委員] 積極的に理由があっておかしいというものはあまりない。
- 消費税・地方消費税込みで2400万円とあるが、これは予定価格か。
 - [企画部長] 2400万円を上限として、それを超えた場合は失格とする。このことは募集要項で示している。そこから企業努力でどこまで下げてくるのかということの評価したい。
 - [野邊委員] 募集要項では2400万円のところに何も書いていない。事業者から見ると税込価格か税抜き価格かどちらかわからない。
 - [企画部長] 募集要項には本来「消費税及び地方消費税含む」という記述が入るべきである。募集要項を公開する際にはその文言を追加する。
- 配点については、積極的な提案はしにくいので、この原案を了承する。
- 審査項目を含んだ採点基準表をどこまで公開するかということについて、事務局からは「審査項目、評価項目を公開する」、「審査項目、評価項目、詳細・着眼点を公開する」という2案が出ている。これを見れば、何が評価の対象になっているかということがわかる。
 - [事務局] 採点基準表については、参加表明を受け付け、仕様書を交付する時点で提供することを考えている。
 - [企画部長] 参加表明があった団体に対してフリーハンドで提案させるのではなく、ある程度の項目を示しておく必要があるのではないかと考えた。点数を除くすべての項目を示しておく必要があるのか、ある程度制限をかけるのか意見を伺いたい。示す必要がないというのであれば、仕様書のみ交付する。

【野邊委員】

- 奈良市は過去にプロポーザルの採点基準を公開しているそうだが。
 - [事務局] 昨年度、基礎調査のみの委託でプロポーザルを行った際には最終的に採点結果とともに採点基準を公開しているが、この時は採点前に審査項目は公開していない。
- 採点結果とともに公開した際には、どのレベルで公表したのか。
 - [事務局] 審査が終わってから審査項目と採点結果を配点も含めてすべて公開している。ただし、事業者名に関しては総合得点が第1位、第2位のところだけ公開し、残りは伏せている。

- 過去に公開したよりも開示する範囲が少ないと、市長は公開と言っているのに後退していると言われる。過去に公開しているのなら、そのレベルは維持しておかないといけない。審査結果に出ていて、今回事前に出すのであれば、それはレベルが違っていいのではないかな。
- 私自身は審査項目だけでいいのではないかなと思う。評価項目や詳細・着眼点は公開せず、もっとフリーハンドで提案するように持っていく方が面白いものができるのではないかな。やはり着眼点を書くところに縛られるので、独創的ないい提案が欲しいのであれば、企画部分全体でこれだけウエイトがあるからいい企画を出しなさいという方がよい。

【湯浅委員】

- 募集要項の「5 提案内容」に記述されていることが、評価・着眼点に入っている。募集要項で既に明らかになっているので、採点基準表でいくら伏せても同じではないかな。
 - [高橋委員長] 確かに、ユニークな意見を出してほしいというところまで書いている。
- 事務局審査項目については出ていないが、審査委員審査項目については項目がすべてリンクしているので、もう既に出ているのではないかなと思う。
 - [野邊委員] 審査委員審査項目うち、評価項目②と③については、募集要項に書かれている。

【高橋委員長】

- 応募企業が多い場合は一次選抜を行うのか。
 - [企画部長] 基本的に一次選抜を行う予定はない。提案書を受け付けた事業者にはプレゼンテーションを行ってもらいたいという趣旨から、本来は審査委員会において書類審査の場を設けるのだが、一次選抜なしでプレゼンテーションに臨んでいただくことを考えている。
- 書類審査の段階で、内容が貧弱なものを没にするということはないのか。
 - [企画部長] 参加表明の時点で不適格の場合は排除するが、やはり機会を均等に持たそうと考えている。
- プレゼンテーションを行う事業者があまりにも多いと長時間を要するので、各委員が集中して聞き、判定するのは難しくなる。明らかに内容が貧弱なものは、プレゼンテーションを行うに至らないと思う。
 - [野邊委員] 参加資格で過去5年間に人口30万人以上の市からの受託実績のある会社に限っているので、現実にはそのような貧弱なところはないと考えられる。

- 「事務局」募集要項の「4 参加資格」の(2)で、「人口30万人以上の市が発注した総合計画策定業務の受託実績」という制限をかけているので、ある程度これで精査されてくるのではないかと。逆にこれがハードルになり、提案してくる事業者が少なくなるのではないかと懸念はある。
- 奈良市は人口30数万人の中核市なので、5万人というのは数字が明らかに違う。5万人以上だと大概の事業者は条件をクリアしてくるので、大変な数になる。条件として「30万人以上」が適切か、「20万人以上」が適切かは判断が難しいが、「30万人以上」という条件は既に了承されたとみてよいか。
- 「企画部長」募集要項の中で賛同いただいたものと理解している。

【野邊委員】

- 審査項目の事前公開にはメリットとデメリットがある。詳細・着眼点を見て、その部分の配点や着眼点に即した提案をしてくる確率は高くなるが、逆に言うと提案に独創性がなくなり、審査項目に縛られた形で出てくることになる。どちらを重視するかによって結論が変わる。
- 逆に言うと、奈良市の総合計画は、今までと路線を変えた独創性の高い形を考えたいのか、従来の枠組みプラス α という形で考えたいのか、どちらになるかで雰囲気が変わる。市はどう考えているのか。
- 「企画部長」二律背反な表現だが、オーソドックスでありながら独自性のあるものを目指していきたい。独自性のあるものをフリーハンドで提案いただき、現行の総合計画よりバージョンアップしたものにしたい。そうすると、仕様書だけでなく、審査項目のある程度事前に相手に示した方がよいのか、その辺のご判断をいただきたい。

【高橋委員長】

- これは委員個々人によって考え方が違うだろうから、具体的にどのレベルまで公開するのがよいか意見を言っていただき、最終的には多数決で決めたい。
- 「壬生委員」配点は事前に公開するのか。
- 「企画部長」点数の部分は事前には公開しない。
- 「秋葉委員」シンプルだと委員ごとに採点のばらつきが出てくる。着眼点まで出すと、ばらつきは出ないが提案がどれも同じようなものになる。
- 「野邊委員」募集要項から②、③が推測できるということ、審査後に詳細配点で公開されるということを鑑み、また企画部長が総合計画の方向性について「従来の枠組みの上にプラス α 」と発言しているので、詳細・着眼点を書いたものの方が優位性があるの

ではないか。詳細・着眼点まで書いたもので公開すればよい。

- [真山委員] 募集要項でかなり詳しく書いているので、審査項目をどこまで公表しても意味がないが、市長の言う「行政の見える化」に配慮するのであれば、多めに公開してどのような基準で選定しているかを示すとよい。項目の多い方に。
- [壬生委員] 私も、点数を出さないのであれば、項目の多い方を推す。
- [湯浅委員] 先ほど発言したように、募集要項にほとんど載っており、詳細・着眼点を出しても想定できる範囲の事項なので、詳細・着眼点まで出してもよい。
- [秋葉委員] 募集要項でかなり出ているので、整合性の意味でも詳細を出してよい。
- 私も委員の一員なので申し上げる。実質決まっているので私もそれで構わない。それでは、詳細・着眼点を含めた内容で公開すると決定する。
- 審査項目は、事業者に対して事前に公開するのか。
 - [企画部長] 事前に公開する。仕様書を渡す際にあわせて渡し、事業者は項目を示すことで、それに従いつつオリジナルな提案を出してくることを期待したい。
- 最終的な結果に関しては、評価点も含めた全てを公開することになるが、それには異論はない。おそらく、客観的な数字が出てこのような結果になったという詳しい内容を示さないと議会の承認を得られないので、結果的に全てを公開することになろうかと思う。

- 審査委員会としての見解：評価項目については、事務局案を原則的に了承。また、事業者側が提案書を書きやすくなるということから、詳細・着眼点まで含めて審査項目を事業者に事前に示す。
- 奈良市総合計画プロポーザル審査委員会の第2回会議（プレゼンテーション審査）は、9月28日（月）午前中に開催する予定。